

下水サーベイランス事業の実施を求める意見書

新型コロナウイルス感染症が5類に移行後、感染者数の把握が定点把握に変更されたこともあり、正確な感染状況が見えづらくなっている。

また、PCR検査等では感染者が自主的に検査を受けなければ陽性者を特定できず、各地域の感染の広がり傾向をつかむことは難しい。

このような中、下水中に存在する人由来の新型コロナウイルスを検査・監視する下水サーベイランス（疫学調査）は、地域の新型コロナウイルス感染症のまん延状況の把握や特定の施設における感染有無の探知などにつなげられる可能性があることから、国内外で研究・取り組みが進められており、本市も北海道大学の受託研究制度を利用して、令和3年2月から調査を行っている。

また、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室が令和4年度に本市を含めた一部の自治体を対象に実証事業を行ったところ、将来の感染状況の予測によって、市民への注意喚起や地方公共団体の体制整備に活用できる可能性がある一方、関係する部署間の連携不足や検査・分析体制のさらなる充実が必要であるなどといった課題も報告された。

よって、政府においては、令和5年9月1日に内閣官房内に設置した内閣感染症危機管理統括庁が司令塔となり、厚生労働省、国土交通省、各地方公共団体と連携して下水サーベイランスの諸課題を整理し、早期に事業化の上、全国展開するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年（2023年）10月31日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、内閣官房長官、厚生労働大臣、国土交通大臣

（提出者）全議員